

平成 24 年度 活動報告

平成 25 年 4 月

短期金融市場取引活性化研究会(短取研)

目 次

I. 平成 24 年度議題一覧

II. 平成 24 年度の主な検討事項

1. 国債の決済期間短縮化(T+2)の影響について
2. 新日銀ネット対応について
3. BCP への取り組み方針について
4. 手形レスで行うコール取引について
5. 市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて
6. 国債の決済期間短縮化(T+1)の検討開始について
7. その他

III. 付属資料

【新日銀ネット対応について】

- 1-1. 新日銀ネット第1段階開発にかかる総合運転試験の概要について(日本銀行 HP より抜粋)
- 1-2. 新日銀ネット第1段階開発の稼動開始の候補日について(日本銀行 HP より抜粋)

【BCP への取組方針について】

2. 災害時の短期金融市場における行動指針

【手形レスで行うコール取引について】

3. 手形レスで行うコール取引について

【市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏め】

4. 平成 24 年度 市場運営に関する日本銀行への要望事項

【その他】

5. 有担保コール取引の国債担保掛目の定例見直しについて
6. 投信コール・日銀ネット備考コード一覧
7. 大口信用供与等規制の見直しについて

【平成 24 年度短取研メンバー】

8. 平成 24 年度短取研メンバー

I. 平成 24 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 23 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短取研概要 2. 平成23年度 短取研検討事項取り纏め報告 3. 今年度の短取研の運営について <ul style="list-style-type: none"> — 今年度の研究・検討事項について — 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 4. 新日銀ネット対応について
<p>第 2 回 (5 月 25 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京短期金融市場サーベイについて 2. 今年度の短取研運営に関するアンケート結果について 3. 国債決済期間短縮化(T+2)の影響へのアンケートについて 4. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について
<p>第 3 回 (6 月 26 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今年度の研究テーマ①:国債の決済期間短縮化(T+2)の影響について <ul style="list-style-type: none"> — 国債決済期間短縮化(T+2)の影響へのアンケート結果要旨 — 国債決済期間短縮化(T+2)の影響へのアンケート結果詳細 2. 【報告】債券現先取引等研究会 <ul style="list-style-type: none"> — 東京短期金融市場サーベイの協力依頼および意見交換 — FSB 証券貸借・レポ規制 WS の中間報告書の概要説明 3. 今年度の研究テーマ②:新日銀ネット対応について <ul style="list-style-type: none"> — 第1段階開発にかかる総合運転試験の実施予定等について 4. 東京短期金融市場サーベイについて 5. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> — 「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂と周知について
<p>第 4 回 (7 月 23 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今年度の研究テーマ②:新日銀ネット対応について 2. 東京短期金融市場サーベイについて 3. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について <ul style="list-style-type: none"> — 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果 — 日本銀行への要望事項アンケート結果に関する意見募集 4. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> — BCP への取組方針にかかるアンケート結果

<p>第 5 回 (8 月 28 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について(資料 1) <ul style="list-style-type: none"> — 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果の回答について 2. 【報告】マネー・マーケット検討部会(7 月、8 月開催分について) 3. 新日銀ネットに関するアンケート
<p>第 6 回 (9 月 25 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について <ul style="list-style-type: none"> — 市場運営に関する日本銀行への要望事項最終案 2. 新日銀ネットアンケート結果について 3. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> —「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂について
<p>第 7 回 (10 月 25 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手形レスコール取引について 2. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> —「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂について — ストリートワイド訓練の実施への検討について
<p>第 8 回 (11 月 28 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手形レスコール取引について 2. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> —「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂について — ストリートワイド訓練の実施への検討について 3. 【報告】CP小委員会 <ul style="list-style-type: none"> — 制度参加変更手続の見直し等に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について
<p>第 9 回 (12 月 20 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) 2. 市場運営に関する日本銀行への要望事項に対する回答について(日銀) 3. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方針について <ul style="list-style-type: none"> — ストリートワイド訓練の実施への検討について
<p>第 10 回 (1 月 25 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今年度の研究テーマ③:BCPへの取組方について 2. 大口信用供与等規制について 3. 国債決済期間短縮化(T+1)へ向けた検討開始について 4. 【報告】FSB シャドー・バンキング規制に対する全銀協コメントについて 5. 【報告】IOSCO(証券監督者国際機構)による「金融指標に関する市中協議報告書」について

<p>第 11 回 (2 月 22 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短資取引約定確認システムの利用料金について 2. 有担保コール取引の国債担保掛目見直し(案)について 3. 今年度の研究テーマ③:BCP への取組方針について 4. 【報告】国債決済期間短縮化(T+1)へ向けた検討開始について <ul style="list-style-type: none"> － 担保後決め方式 GC レポ取引手法(フロント)検討会 － 債券現先取引等研究会 5. 【報告】日本銀行の「決済システムフォーラム」(第 15 回会合)への参加について 6. 【報告】IOSCO(証券監督者国際機構)による「金融指標に関する市中協議報告書」について 7. 【報告】大口信用供与等規制について
<p>第 12 回 (3 月 22 日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて 2. 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について 3. 新日銀ネットについて 4. 「平成 24 年度 活動報告」について 5. 来年度のオブザーバー等について 6. 【報告】全銀協TIBORの平成 25 年度リファレンス・バンク選定結果について 7. 東京短期金融市場サーベイについて

II.平成 24 年度の主な検討事項

平成 24 年度については、まず 4 月に国債決済期間短縮化(T+2)が実施されたため、その移行状況や短期金融市場全体への影響等の調査を行った。続いて、昨年度より関心の高かった短期金融市場 BCP の議論を継続実施し、短取研が平成 15 年に制定した「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂を行った。

更には、長年短取研の研究テーマとしてきた手形レスで行うコール取引について、短取研としての市場慣行の整備はほぼ終了したと判断し、手形レスへの移行を推奨することには変わりはないものの、研究テーマとしては一旦終了とした。

2014 年 1 月から開始予定の新日銀ネットに関しては、日本銀行とも連携して短取研で情報共有を行うなど、短取研委員および市場参加者への理解の浸透に努めた。また、例年通り日本銀行への要望事項を取り纏め、回答を頂いた。更に本年度については、日本銀行による東京短期市場サーベイについても短取研を通じて協力要請を行った。

年度後半には、日証協にて国債決済短縮化(T+1)WG の活動が再開され、当該検討会や債券現先取引等研究会(レポ研)への出席及びその報告等を実施し、短取研を通じて短期金融市場参加者への検討内容の周知を図った。

更には、シャドー・バンキング規制(証券貸借・レポ規制)、大口信用供与等規制、金融指標に関する市中協議報告書等、国際的な議論を背景とする規制動向やこれらに対応する国内の対応状況等について適宜報告し、情報共有を図った。

1. 国債の決済期間短縮化(T+2)の影響について(平成 24 年度の研究テーマ①)

平成 24 年 4 月 23 日約定分より、国債の決済期間短縮化(T+2)が開始された。短取研においては、その影響を確認するため、主にインターバンク取引やレポ取引のフロント部分に関する内容を中心にアンケートを実施したが、短期金融市場において、影響はほとんど認められなかったことが確認された。以下、アンケート内容及びその結果の概要を示す。

(1)取引量・件数について

- － レポ取引については、GC取引について、T+1 の早い時間帯の取引が増加。

(2)取引時間帯について

- － レポ取引については、全体として取引時間が早まった。

(3)資金繰り方針について

- － コール取引については、
 - ・ T+2 段階で 2 営業日後の資金ポジションを従前より着地目標に近づけた。
 - ・ T+2 段階での資金運用額を抑制した。

- － レポ取引については、
 - ・ GCについて、T+0の流動性が低下したので、極力T+1までに目処をつけるようにした。
 - ・ 資金繰りを固める時間帯が早まった。
 - ・ 必要な資金調達額を早めに確保する傾向が強まった。
- (4) 今後について(取引量、取引時間帯、資金繰り方針の変更要因)
 - － コール取引については、
 - ・ 短期金利の上昇
 - ・ 金融政策の変更
 - ・ 預貸差の縮小
 - － レポ取引については、
 - ・ 短期金利の上昇
 - ・ 金融政策の変更
 - ・ 預貸差の縮小
 - ・ 国債決済期間短縮化(T+1への移行)
- (5) その他
 - － レポ取引について、日銀に開設している非居住者用の口座はT+3以降しか指図できないため、T+2取引の場合、業者が1日分ファンディングを肩代わりする必要がある。

2. 新日銀ネット対応について(平成24年度の研究テーマ②) (資料1-1、1-2)

新日銀ネットの概念や主要変更点等について幹事より改めて説明すると共に、日本銀行決済機構局のご担当から直接説明を実施して頂く等、市場参加者への周知に努めた。

(1) 導入後の主要変更点

- － 他の証券インフラとの接続可能化
- － 国債の元利払いに伴う振替停止期間の廃止
- － 国債以外の証券に関するDVP決済における流動性節約機能の利用可能化
- － 国債DVP同時担保受払機能専用当座勘定および担保の廃止
- － 同時処理・一般処理の廃止
- － 新日銀ネットの稼働時間の延長(短取研での中心的な研究課題)

(2) 稼働時期

- － 2014年1月6日 第1段階対象業務(国債売買関係事務、金融調節等入札連絡等)
- － 2015年度中 第2段階対象業務(第1段階対象業務以外の業務)

(3) 総合運転試験(RT)の実施について

- － 2013年8月11日、9月29日、11月17日と計3回実施予定

(4)稼働時間の延長について

コアタイムの素案を 当座勘定取引：9:00～17:00、国債決済：9:00～16:30 とすることについては異論無かったものの、現行システムより稼働時間を延長した場合の終了時刻については、現時点ではコンセンサスを得るに至らず、引き続き研究が必要な課題となった。

(5)元利払対象銘柄の振替入力締切り時刻について

振替入力締切時刻の素案として15:00 とすることについては異論無かったが、現時点においては判断が難しいとの声もあった。本件も引き続き研究が必要な課題となった。

3. BCP への取り組み方針について(平成 24 年度の研究テーマ③) (資料 2)

東日本大震災以降、BCP への取り組みへの意識は高く、短取研についても主要な研究テーマとなった。

(1)「災害時の短期金融市場における行動指針」の改訂について

当該「行動指針」は、平成 15 年に短取研にて制定されたが、東日本大震災後の BCP に対する意識の高まりを背景に、平成 23 年度の短取研にて改訂と周知の検討を行う方針が取り纏められた。これを受けて本年度の短取研では「行動指針」を今日的な目線での見直しを図った。

なお、当該「行動指針」は、平成 18 年度より運営されている全銀協の短期金融市場 BCP 事業の「BCP マニュアル」との重複感もあるが、短取研と全銀協の短期金融市場 BCP 事業とではカバーする市場参加者の範囲が異なるため、より裾野の広い短取研の「行動指針」の存在も意義があると考えられることから、これを改訂し、引き続き短期金融市場参加者に周知することとした。主要な改訂ポイントは、次の通り。

①全銀協 BCP ウェブサイトの利用について

短取研は、銀行業界のみならず、系統、証券、保険、投信会社、短資等様々な業態代表が参加している場であり、全銀協が運営しているウェブサイトを意識した改訂は適切ではないとの見方もあった。しかしながら、議論の結果、現在 170 社以上が参加しており、東日本大震災の際にも有効であったことから、今日的には災害時の中心的な情報交換ツールの一つであるとして意見の一致を見たため、全銀協 BCP ウェブサイトの利用も意識した改訂を行った。

②全銀協の BCP マニュアルとの平仄について

「行動指針」と全銀協の「BCP マニュアル」については、共に短期金融市場、特にインターバンク市場を念頭に制定されているが、同じ市場を対象に複数の BCP マニュアルが存在することは、災害時に混乱を招く可能性があることから、平仄を合わせるよう努めた。

(2) ストリートワイド訓練の実施に向けた検討について

① ストリートワイド訓練の実施に向けた検討

平成 23 年度の短取研において、ストリートワイド訓練の実施に向けた検討を今後行っていく方針が取り纏められ、今年度より議論を開始。検討過程において多大な人的・時間的コストがかかることも認識はされた一方で、自社と重要な関係先の BCP 体制の整合性の確保を目的として、訓練実施ニーズが高いことも確認された。

② 検討の進め方について

訓練実施には、時間がかかることから、短期的テーマと中長期テーマとに分けて検討を進めていくことで意見が一致した。

- － 短期的テーマ : 特定のシナリオを基に足元で課題と考えている事項につき、自社の BCP体制構築の参考とする
- － 中長期的テーマ : ストリートワイド訓練の内容・あり方等の研究をすすめ、関係機関と意見交換を実施していく

③ アンケート結果からの主なインプリケーション

短期的テーマとして行ったアンケート結果から得られたインプリケーションは次の通り。

- － 地震(首都圏震度6を想定)直後にはコール取引の様子見とするとした先が半数にのぼり、これが現実に起れば、従来より短取研の内外で議論・検討されている市場BCPが、震災時に十分に機能しない可能性が高い。従って、メインサイトやバックアップサイトへのインフラ投資や人的投資等の議論のみならず、市場機能を如何にして維持するかあるいは早期に回復させるかといった点についても、日常より短取研をはじめ各所にて議論を継続することが重要である。
- － フィージビリティ検証
地震(首都圏震度6を想定)直後では、交通機関の大混乱が想定されるが、メインサイトへの駆け付けやバックアップサイトへの駆け付け方法を、公共交通機関としている先が多数見られた。現実的には公共交通機関を利用したの駆け付けは、相当な困難が予想されることから、日頃より現実的な駆け付け方法等各社内によく議論しておくことが重要である。

4. 手形レスで行うコール取引について（資料 3）

- (1) 短取研においては、平成 13 年度より本件を研究テーマとして議論を継続し、市場慣行の整備を図ってきた。平成 22 年度には、短取研より法的論点整理を依頼した金融法委員会より結果が公表され、手形レスでのコール取引への移行が進む契機となった。
- (2) 平成 23 年度には、手形レス取引は市場慣行として定着しつつあり、移行していない市場参加者については個社事情が原因との認識が共有された。
- (3) 本年度についても現状認識について再確認した結果、平成 23 年度と同様の結果となったため、市場慣行を整備しつつ、手形レスでのコール取引を普及・促進するという当初の短取研の目的・役割は一応果たせたものと判断した。
- (4) その結果、次のとおり、短取研として研究テーマとすることは終了とした。

手形レスで行うコール取引について、短取研の研究テーマとしては一旦終了する。
ただし、コール取引を手形レスにて取引することを引き続き推奨する。

5. 市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて（資料 4）

本年度についても例年通り、短取研を通じて広く短期金融市場関係者からの要望事項を募り、取り纏めの上、下記項目につき日本銀行に提出し、回答を 2012 年 12 月に受領した。

- (1) オペ・担保関連
 - － 一般社債の日銀担保時価の一括照会
 - － 証書貸付債権の日銀共通担保受戻について
- (2) 情報提供(媒体)
 - － HP 上での情報提供
 - － 申請書類等のオンライン化
 - － 電子メールによる情報提供
- (3) 情報提供(各種データ)
 - － 「業態別の日銀当座預金残高」の業態区分細分化
 - － オペ結果データの公表形式の追加
 - － 日銀保有国債銘柄情報の公表形式の追加
- (4) 日銀ネット・次世代 RTGS 関連
 - － 米ドル資金供給オペ・成長基盤強化支援資金供給(米ドル特則)利用時の担保価額の反映
 - － 成長基盤強化支援資金供給【特則】の募入決定通知にて与信番号を通知
 - － 日銀ネット端末の表示機能の拡充

6. 国債の決済期間短縮化(T+1)の検討開始について

2013年1月より国債決済期間短縮化(T+1)の検討が本格化した。短取研幹事としては、下記(2)、(3)について出席し、その内容について短取研を通じて市場参加者に情報還元を行った。

また、(1)についても、当該検討会主査より短取研においても情報還元・意見集約等の協力要請があったことから、当該議事内容・資料等の説明を行った。短取研としては、①有担保コールとレポ・現先取引(担保後決め方式)の法的性質を含めた位置づけの確認、②コール市場をはじめとした短期金融市場(含む日銀オペ)への影響および市場慣行の整備等を研究課題として検討していくことをアンケートにて確認した。

(1)担保後決め方式GCレポ取引手法(フロント)検討会

- － 2013年1月30日
- － 2013年2月14日
- － 2013年2月27日

(2)リーガルタスクフォース

- － 2013年3月12日
- － 2013年3月14日
- － 2013年3月29日

(3)債券現先取引等研究会(レポ研)

- － 2013年2月12日

なお、国債決済期間短縮化(T+1)の実施時期は、2017年以降となっているが、当該検討会等での今後の検討の方向性は次の通り。

○ 今後の検討の方向性

- ・ GCレポ取引に係る取引類型毎の対応方針の検討を行うとともに、当面は、担保後決め方式の実現に係る検討・具体的イメージ固めを進める。
- ・ 担保後決め方式の利用範囲・機能を明確化するため、法的論点の整理・検討を進めるとともに、海外事例の検証をして主要論点の整理を行い、基本スキームの構築を進める。

7. その他(資料 5～7)

(1) シャドー・バンキング規制(証券貸借・レポ規制)

FSB で議論されている証券貸借・レポ規制であるが、JGB レポに関してもヘアカットが導入される方向性の議論がなされていることなど、短期金融市場にも影響が大きいと考えられることから、FSB の市中協議文書に対し、全銀協が意見を取り纏めて提出した回答書について、幹事より解説を加えつつ、内容を説明した。

(2) 東京短期金融市場サーベイ

本件は、日本銀行が行っているものであるが、短期金融市場参加者に広く協力を要請するアンケートであることから、短取研を通じて短期金融市場関係者に協力を要請すると共にサーベイの調査を希望する項目について募集を行った。

また、本年度より、毎年の定例実施としたい旨日本銀行より説明があった。

(3) 有担保コール国債担保見直し (資料 5)

本年度も定例の見直しを実施し、分析の結果、昨年度と掛け目を変更しないこととした。なお、債券貸借取引と比較した取引効率向上等の観点から、①残存年限別の掛目の導入、②時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)を中長期的な検討課題としてとらえており、シャドー・バンキング規制(証券貸借・レポ規制)や国債決済(T+1 化)等の影響も注視しつつ、短取研として取り組んで行く方針である。

(4) 投信コール・日銀ネット備考コード一覧 (資料 6)

「投信コール・日銀ネット備考コード」について、平成 25 年 3 月に最新版への更新を行った。本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコールの返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入力するコードであり、各社の決済事務担当のバック部門等への還元・周知を行った。

(5) 大口信用供与等規制 (資料 7)

本件は、金融審議会にて議論されている規制であるが、無担保コール市場に大きな影響を与えると懸念されたことから、アンケートを実施して想定される影響度合いを確認した。その結果、一部で取引額減少等の影響を懸念する声が聞かれたため、幹事より日本銀行へ相談した。その後、日本銀行の関係局を通じて、金融庁の金融審議会担当者へ短取研の関心事を伝達いただいた。

なお、今後パブコメ募集等の際に、意見がある場合には、業界団体や個社毎に金融庁への回答を検討するよう短取研メンバーに要請した。

以上

Ⅲ. 付属資料



2013年1月

日本銀行

新日銀ネット第1段階開発にかかる総合運転試験の概要について

(はじめに)

- 本資料は、「新日銀ネット構築のスケジュール（2012年10月時点）¹」の別紙「開発スケジュール（2012年10月時点）」において、「第1段階対象業務」の「利用金融機関等に関する事項」中、「総合運転試験関連の開示」として、2013年1月頃にお示しすることとしていた「実施要領」に相当するものです。
 - 本資料により、新日銀ネット第1段階開発²にかかる総合運転試験（以下「RT」といいます。）の具体的なテスト内容やシステム環境等をご確認ください。
 - RTを実施するにあたり、テスト環境設定作業の都合上、次の①から③の項目についてアンケート調査を実施します。別途、「新日銀ネット第1段階開発にかかるRT参加希望等アンケート」（以下「アンケート」といいます。）および「アンケート回答用紙（新日銀ネット第1段階開発にかかるRT参加希望等アンケート）」（以下「アンケート回答用紙」といいます。）を日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に掲載しておりますので、RT参加対象先（後記4. ご参照）におかれましては、お手数ですが、アンケートへのご回答をお願いします。
 - RT参加対象先には、別途、アンケート回答用紙の提出をお願いする書面を郵送させて頂いております。
- ① RTの参加希望
 - ② RTで用いる「テスト用端末認証装置」および「テスト用権限者カード」の追加発行希望
 - ③ RTにおけるコンピュータ接続（現行日銀ネットにおけるコンピュータ接続をいいます。以下同じです。）の利用に関する調査³

¹ 日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に掲載しています。

² 第1段階対象業務は、国債売買関係事務、金融調節等入札連絡事務および一部の国債発行関係事務です。

³ ③に関する調査の対象先は、RT参加希望先のうち、国債系オペの対象先または決済代行先となります。

1. RTの目的

- RTは、新しいシステムを利用して行う業務およびその端末操作について確認・習熟することを目的とします。ご案内のとおり、新日銀ネットの開発は2段階に分けて実施しておりますが、今回のRTは、第1段階稼働にかかるものです。

第1段階稼働開始から第2段階稼働（全面稼働）開始までの間は、新日銀ネットと現行日銀ネットが併存することとなります。この併存期間中の処理を円滑にするため、現行日銀ネットにも、一部、処理画面等の追加・変更が生じます。従いまして、今回のRTでは、新日銀ネットおよび現行日銀ネットの双方を使用し⁴、第1段階対象業務に関する一連の処理について、基本操作の確認・習熟を行って頂くこととします。

2. RTの日程

- RTは、次のとおり、合計3回実施します（このほか、予備日を1日確保します。）。

	実施予定日
RT（第1回）	2013年 8月11日（日）
RT（第2回）	2013年 9月29日（日）
RT（第3回）	2013年11月17日（日）

	実施予定日
RT（第1回）	2013年 8月11日（日）
RT（第2回）	2013年 9月29日（日）
RT（第3回）	2013年11月17日（日）

—— 予備日は、2013年12月15日（日）

3. RTの概要

(1) テスト内容等

- RTにおけるテスト内容および使用予定の画面・帳票は次表のとおりです。

—— 画面のうち、業務処理区分コードが5桁のものは現行日銀ネットにおいて、6桁のものは新日銀ネットにおいて使用します。
また、帳票のうち、帳票コード（ハイフンを除く）が6桁のものは現行日銀ネットから、9桁のものは新日銀ネットから出力されます（脚注4のとおり、1台の日銀ネット端末で、現行日銀ネットおよび新日銀ネットの双方の処理が可能です。）。

⁴ 1台の日銀ネット端末で、新日銀ネットおよび現行日銀ネットの双方に接続することが可能です。



2013年2月

日本銀行

新日銀ネット第1段階開発の稼動開始の候補日について

- 日本銀行では、これまで、新日銀ネット第1段階開発の稼動開始時期について、2014年初～同年3月末までの間を目途としてお示していました。
- 今般、現時点における稼動開始の候補日を、2014年1月6日(月)としましたので、お知らせします。また、これを延期せざるを得ないこととなった場合に備えて、予備日を2014年2月3日(月)に設ける予定としております。
なお、今後、上記の稼動開始の候補日等を変更する必要がある場合には、遅滞なく公表します。
- 本件に関してご不明な点やご質問等ございましたら、次に掲げる照会先宛にご連絡ください。

(本件に関する照会先)

日本銀行 決済機構局 決済システム課

【電話】 03-3277-1173

【電子メール(※)】 new-bojnet@boj.or.jp

(※) 件名は、「1期稼動開始の候補日に関する質問の件」としてください。

以上

実施 平成 15 年 12 月 24 日

改訂 平成 25 年 2 月 22 日

災害時の短期金融市場における行動指針

短期金融市場取引活性化研究会

短期金融市場取引活性化研究会では、災害対策基本法にもとづく措置が実施された場合（短期金融市場取引に係る通常の業務遂行に影響が無い場合を除く）や大規模災害やシステム障害等により短期金融市場取引が通常通り行えなくなる事態に陥った場合に、被災当初における金融システムの維持と混乱の回避と短期金融市場の早期復旧のために市場参加者がとるべき行動指針を（主に円資金マーケット）取り纏めた。

当研究会幹事は、災害等発生時、当研究会メンバーや日本銀行等の当局、全銀協等関係諸団体等との連絡を可能な限り取り、当研究会メンバーへの情報還元や本指針の適用を推奨するよう努めるものとする。

1 被災初日～3日目までの行動指針

- 1.1 災害時には市場取引は直ぐに再開できない可能性が高いことを念頭においた資金繰りを行う。
- 1.2 各社の BCP に則り業務継続体制の早期再構築を図る。
- 1.3 約定済取引の資金決済は当日中に完了することを目指す。
- 1.4 災害時には、決済時間帯に関する慣行によらず、決済可能なものから可能な限り早期に決済することを目指す。なお、当局や全銀協・日証協等から決済時刻変更や決済日の延長等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。
- 1.5 災害時の事務処理に十分な時間の余裕をもたせるために、新規約定は可能な限り午前中の時間帯に行うことを目指す。
- 1.6 市場参加者は、衛星電話、災害時優先電話、全銀協の BCP ウェブサイト、あるいはその他利用可能な連絡手段も利用しつつ、状況把握に努める。
- 1.7 各自の営業状況・復旧状況につき、例えば全銀協の BCP ウェブサイトを利用する等、市場全体の運行の円滑化に寄与することを目的にこれを他の市場参加者に周知できるように配慮する。
- 1.8 市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。なお、情報の交換に当たって、その取扱いには十分留意する。

2 4日目以降の行動指針

2.1TC の短期金融市場の再開を図る。

2.2 決済時間帯について、通常の決済慣行に復帰することを図る。なお、当局や全銀協・日証協等から引き続き決済時刻変更や決済日の延長等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。

2.3 新規約定についても通常の時間帯に拡大することを目指す。なお、当局や全銀協・日証協等から引き続き取引慣行変更等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。

2.4 現物の受渡が困難となる事態の場合、手形レスコール取引、ユーロデポ取引等が主たる資金調達手段になることを前提に資金繰り、市場再開を図る。

2.5 引き続き市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。

3 平時の行動指針

3.1 各社においては、災害時等の復旧手順の確立維持を目指し、マニュアル等の整備を行うことが望ましい。なお、この際、フロント部門のみならずバック部門等関係各部門も協働して復旧に当たるよう手順に盛り込むことが望ましい。

3.2 市場参加者間においては、災害時の連絡体制を平時より整備するため、緊急連絡先リストの共有をするなどの手段につき配慮する。

3.3 市場参加者間においては、災害時のBCP発動時を想定した訓練を協働で行う等を考慮する。

[補足]

1. 本行動指針は、以下①～②の災害や状況を想定。

①システムトラブル・停電等の障害、地震、火事、テロ等の災害の発生

②日銀ネット等の決済インフラはバックアップセンター立上げにより稼働

2. 市場全体の運行には、各社の体制整備が必須であり、かつ各社の体制が市場参加者同士有機的に結びつくことが重要であるとの考えのもと、各社におけるBCPマニュアル等の整備は必要と考えられる。一方、バックアップサイトについては、重要なBCPインフラではあるものの、これについては各社の判断による部分が大きいため、特段の指針は設けていない。

3. 短期金融市場取引が通常通り行える状況(日本銀行等の決済システムが通常稼働している場合や全銀協において業務継続計画が発動されていない場合等)においては、市場参加者は極力通常通りの取引を行うことが望ましい。

以上

(別紙)

行動指針各項目	とるべき行動		
	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
1.1 災害時には市場取引は直ぐに再開できない可能性が高いことを念頭においた資金繰りを行う。		○	○
1.2 各社のBCP に則り業務継続体制の早期再構築を図る。		○	○
1.3 約定済取引の資金決済は当日中に完了することを目指す。		○	○
1.4 災害時には、決済時間帯に関する慣行によらず、決済可能なものから可能な限り早期に決済することを目指す。なお、当局や全銀協・日証協等から決済時刻変更や決済日の延長等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。		○	○
1.5 災害時の事務処理に十分な時間の余裕をもたせるために、新規約定は可能な限り午前中の時間帯に行うことを目指す。		○	○
1.6 市場参加者は、衛星電話、災害時優先電話、全銀協のBCPウェブサイト、あるいはその他利用可能な連絡手段も利用しつつ、状況把握に努める。	○	○	○
1.7 各自の営業状況・復旧状況につき、全銀協のBCPウェブサイトを利用する等、市場全体の運行の円滑化に寄与することを目的にこれを他の市場参加者に周知できるように配慮する。	○	○	○
1.8 市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。なお、情報の交換に当たって、その取扱いには十分留意する。	○	○	○
2.1 OTC の短期金融市場の再開を図る。		○	○
2.2 決済時間帯について、通常の決済慣行に復帰することを目指す。なお、当局や全銀協・日証協等から引き続き決済時刻変更や決済日の延長等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。		○	○
2.3 新規約定についても通常の時間帯に拡大することを目指す。なお、当局や全銀協・日証協等から引き続き取引慣行変更等の推奨が出ている場合には、これらの情報にも十分留意した対応を行う。		○	○
2.4 現物の受渡が困難となる事態の場合、手形レスコール取引、ユーロデポ取引等が主たる資金調達手段になることを前提に資金繰り、市場再開を図る。		○	○
2.5 引続き市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。	○	○	○

(*)フェーズについては、全銀協のBCPマニュアルの下記記載を参照

フェーズⅠ	取引・決済不能の事態は発生していないが、取引・決済に留意が必要な状況	取引時間変更 決済時間延長
フェーズⅡ	短期金融市場の参加者の一部が取引・決済不能となっている状況	取引時間変更 決済時間延長
フェーズⅢ	短期金融市場の参加者の取引・決済不能が広範囲にわたっている状況またはその恐れがある状況	取引時間変更 決済時間延長 資金決済処理までの柔軟な対応、 資金決済日延期

手形レスで行うコール取引について

手形レスで行うコール取引について、短取研の研究テーマとしては一旦終了する。

ただし、コール取引を手形レスにて取引することを引き続き推奨する。

【理由】

1. 短取研においては、従前より手形レス移行への課題の発掘・解決に取り組み、手形レスでの取引を推奨してきた。
2. 平成 22 年度には、短取研より検討を依頼していた金融法委員会にて法的な論点整理がなされ、手形レス取引の普及への一助とした。
3. その後、短取研を通じて移行の進捗状況を確認しているが、概ね移行に前向きな参加者の移行は完了したものと見られる。
4. このことから、手形レスへの移行に関する業態横断的なネック等は特段なく、移行していない参加者は個社の判断において移行を進めていないと考えられる。
5. 従って、短取研として、市場慣行を整備しつつ、手形レスでのコール取引を普及・促進するという当初の目的・役割は一応果たせたものと判断し、手形レスへの移行を推奨することには変わりないものの、本件を研究テーマとすることは一旦終了とする。

以 上

【平成 24 年 9 月 短取研資料】

平成 24 年 10 月 5 日

市場運営に関する日本銀行への要望事項

【1. オペ・担保関連】		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	社債等の日銀担保時価の一括照会	<p>(具体的要望事項)</p> <p>■日本銀行に担保として差入れている社債等(国債・政保債・地方債については既に一括で時価照会が可能であるため、それ以外の適格担保債券)について、差入銘柄毎に端末入力が必要となる時価照会事務の負担を軽減する観点から、自社(行・庫)の差入銘柄について、各社(行・庫)が一括で時価を取得できる機能拡充をお願いしたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>自社(行・庫)が差入れている担保の時価照会を一括して行なえば、事務負担軽減に寄与することからご検討いただきたい。</p>
(2)	証書貸付債権の日銀共通担保受戻について	<p>(具体的要望事項)</p> <p>■現状、証書貸付債権の共通担保受戻期日は最終返済期日の7営業日前となっておりますが、それを3営業日前等に短縮して頂きたい。</p> <p>■また、現状、証書貸付債権の期日受戻は、9時同時処理実行時に行なわれていますが、当該受戻処理を行う時刻を、午後1時等に後倒しして頂きたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>受戻期日については、受戻期日と最終返済期日との期間が短くなることで、担保を有効活用することができる。</p> <p>また、受戻処理を行う時刻については、決済が集中する時間帯を避けることで、同時間帯における担保利用が可能となる。</p>

【2. 情報提供(媒体)】		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	HP 上での情報提供	<p>(具体的な要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日本銀行が HP 上で公表している「業務上の事務連絡」を『更新情報』から閲覧できるようにして頂きたい。 ■成長基盤強化支援資金供給事務取扱細則第1編8(表)「成長基盤強化支援資金供給にかかるスケジュール」更新版の即時掲載。 ■コマーシャルペーパー等の売戻条件付買入オペ、日銀基金 CP 等買入オペに係る事務取扱細則の掲載。 ■日本銀行の金融調節オペの説明会資料、Q&A の掲載 <p>(背景・効果)</p> <p>市場参加者が更新情報を確認する際の利便性向上の観点から、既に審査オンライン等に掲載されているものも含めて、HP への掲載をご検討いただきたい。</p>
(2)	申請書類等のオンライン化	<p>(具体的な要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の報告・提出物について、日銀ネット等での報告を可能にしていきたい。 ・「担保領収証書」 ・「担保受戻日管理表」 ・「指定勘定および日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書」 ・「指定勘定のうち外貨預金等および資金の振替にかかる金額についての邦貨換算に関する報告書」 <p>(背景・効果)</p> <p>事務負担軽減、事務ミス削減等に資することから、ご検討いただきたい。</p>
(3)	電子メールによる情報提供	<p>(具体的な要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「成長基盤強化を支援するための資金供給」の細則改正等の通達を発信する都度、電子メールにて通知して頂きたい。 <p>(背景・効果)</p> <p>電子メールによる通知を加えることで、社内授受の漏れの防止や保管作業の省力化ができることからご検討いただきたい。</p>

【3. 情報提供(各種データ)】		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	「業態別の日銀当座預金残高」の業態区分細分化	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>■証券会社を、業態別の日銀当座預金残高その他の当座預金取引先から独立させ、〈証券会社〉という業態を創設し公表して頂きたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>短期金融市場におけるレポ市場の規模を勘案すると、レポ市場のメインプレーヤーたる証券会社の日銀当座預金残高のシェアも相応にあることが想定されるので、市場分析への一助とするべく、ご検討いただきたい。</p>
(2)	オペ結果データの公表形式の追加	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>■日本銀行が公表している各種オペの結果について、当該結果をオペの種類毎に時系列データの形式で提供して頂きたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>市場分析を行う際の利便性向上に資することから、ご検討いただきたい。</p>
(3)	日銀保有国債銘柄情報の公表形式の追加	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>■『日本銀行が保有する国債の銘柄別残高』、『日本銀行による国庫短期証券の銘柄別買入額』の公表形式について、PDFだけではなく、EXCEL 形式若しくは時系列統計データ検索サイト内でのデータ提供をお願いしたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>現状の PDF ベースを Excel ベースで公表頂くだけでも、市場分析を行う際の利便性向上に資すると考えられることから、ご検討いただきたい。</p>

【4. 日銀ネット関連】		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	米ドル資金供給オペ・成長基盤強化支援資金供給(米ドル特則)利用時の担保価額の反映	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>米ドル資金供給オペにてオペ先が借入を行った際に、所要担保価額を以下に反映していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22910: 当座勘定店別残高一覧表 ・43951: 与信残高・担保価額全店合計 ・43952: 与信残高・担保価額全店合計(過日分) <p>(背景・効果)</p> <p>上記の照会などを活用し、平常時より担保余裕状況や各種計数を管理しており、米ドル調達分が反映されないことで、異例対応による管理負荷が発生していることから、事務効率化の観点からご検討いただきたい。</p>
(2)	成長基盤強化支援資金供給(特則)の募入決定通知にて与信番号を通知	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>■成長基盤強化支援資金供給(本則)の募入決定通知と同様、同資金供給(特則)の募入決定通知においても、与信番号を通知して頂きたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>システム上与信番号を基に管理を行っており、与信番号が通知されるまでの数日間の手管理が必要となる他、与信番号通知日にシステム記帳内容を取消・再記帳するという管理負荷が発生していることから、事務効率化の観点からご検討いただきたい。また、今後予定されている成長基盤強化支援資金供給(米ドル特則)オペにおいても、併せてご検討いただきたい。</p>
(3)	日銀ネット端末の表示機能の拡充	<p>(具体的な要望事項)</p> <p>■日銀ネット端末の各入力画面で、振決参加者コード、銘柄コード、金融機関等店舗コードを入力した場合、その都度内容が日本語表示される機能の追加をお願いしたい。</p> <p>(背景・効果)</p> <p>現在、各入力画面で、金融機関等店舗コード、振決参加者コード、銘柄コードを入力し、検証印字もしくは、画面検証した場合にのみ日本語で表示されるが、画面にコード入力した直後にも右側に日本語で内容が表示されれば、事務ミス防止や事務効率化に資することから、ご検討いただきたい。</p>

有担保コール取引の国債担保掛目の定例見直しについて【幹事案】

平成 20 年度、当研究会では有担保コール取引の国債担保掛目見直しルールについて、①年 1 回の定例見直しを原則とすること、②マーケット環境が著しく変化した場合には随時見直すこととした。本日の会合で本年度の掛目見直しについて幹事見直し案を提出させて頂き、3 月会合にて確定の予定。

本件については、利便性と取引効率のバランスの中で意見集約を行っていくものであり、本年度の見直しについては、方針案に従い幹事見直し案を提示させて頂きます。

また、債券貸借取引と比較した取引効率向上等の観点から、①残存年限別の掛目の導入、②時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)を中長期的な検討課題としてとらえており、シャドーバンキング規制(証券貸借・レポ規制)や国債決済(T+1 化)等の影響も注視しつつ、本研究会として検討に取り組んで行きたいと考えます。

以上を踏まえて、本年は昨年同様に下記方針にて幹事案を作成致しました。

【方針案】

- ・ セグメント分けは短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債・変動利付国債とする。
- ・ 固定利付債券については、イールドカーブが 50bp 上昇した場合の担保割れ状況などから検討する(大幅な金利変動による掛目見直しを行う必要性に鑑み、短取研開催周期である 1 カ月を意識した金利上昇バッファとして 50bp を想定する)。
- ・ 変動利付国債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行う。

【幹事見直し案】

		担保価額(取引金額に対して額面で「〇」%増し)		備考
		現行	見直し案	
1	短期国債 (国庫短期証券)	1%	1%	変更なし
2	中期国債 (2年債、5年債)	2%	2%	変更なし
3	長期国債 (10年債)	4%	4%	変更なし
4	超長期国債 (20年、30年、40年)	10%	10%	変更なし
5	変動利付国債 (15年)	10%	10%	変更なし

1. 見直し方法

- (1)固定利付債については、イールドカーブがパラレルに 50bp 上昇した場合の担保割れ状況に鑑み、見直しを行った。
- (2)また、日本証券業協会発表の前月末基準の公社債店頭売買参考統計値を利用し、経過利息は考慮しない点、計算には単利を用いる点についても、過去の短取研の見直し方法を踏襲している(担保掛目については、年 1 回の定例見直しに加え、金利の大幅な変動時等も見直しをすることとなっているため、短取研開催周期(1ヶ月)を考慮し、50bp の金利上昇バッファを考慮して見直しを行うもの)。
- (3)尚、変動利付債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行った。

2. 見直し案の根拠について(担保割れシミュレーション結果)

(1) 短期国債

50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目であれば担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 0.5%に引き下げた場合を想定すると、50bp の金利上昇で 2 銘柄が担保割れとなる。
以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(2) 中期国債

2年債については、50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目で担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 1.0%に引き下げた場合、50bp の金利上昇で担保割れとなる銘柄はなく、担保掛目を 0.5%に引き下げた場合に 11 銘柄が担保割れとなる。

5年債については、50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 2 銘柄存在する。しかし、約 45 bp の金利上昇までは担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 4 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、中期国債としては現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(3) 長期国債

50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 3 銘柄存在する。しかし、約 35bp の金利上昇まで担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年の見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 1 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(4) 超長期国債

超長期国債については、足許でも担保割れとなっている銘柄(30 年 10 回)が存在する。また、50bp 金利上昇した場合には担保割れとなる銘柄が4銘柄増加する(20 年 138 回、30 年 9 回・37 回、40 年 5 回)。ただし、昨年の見直し時に、30 年 10 回は基準日時点で担保割れとなっていたことに加え、50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が他に 10 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

また、超長期セクターは他のセクターと比較して高い掛目を設定しており、全体としては大きなバッファを持っている銘柄が多い。

以上より、現行の掛目からの引上げは不要と考える。

(5) 変動利付国債

変動利付国債の時価は、暫く担保割れ銘柄がない状況が続いている。しかし、2008 年から 2009 年にかけて多くの銘柄が担保割れとなったこと等を考慮すると現行の掛目(10%)を維持することが妥当と考える。

以 上

備考 コード	会社名	備考 コード	会社名
601	野村アセットマネジメント	660	
602	日興アセットマネジメント	661	
603	三菱UFJ投信	662	
604	大和証券投資信託委託	663	
605		664	三井住友トラスト・アセットマネジメント(社名変更)
606	新光投信	665	ラッセル・インベストメント
607	プラザアセットマネジメント	666	
608	みずほ投信投資顧問	667	
609	岡三アセットマネジメント	668	朝日ライフアセットマネジメント
610	T&Dアセットマネジメント	669	
611	国際投信投資顧問	670	
612	明治安田アセットマネジメント	671	さわかみ投信
613		672	アイエヌジー投信
614		673	
615		674	ユナイテッド投信投資顧問
616		675	トヨタアセットマネジメント
617	JP モルガン・アセット・マネジメント	676	MFSインベストメント・マネジメント
618	インベスコ投信投資顧問	677	
619		678	日立投資顧問
620	シュローダー・インベストメント・マネジメント(社名変更)	679	三井住友アセットマネジメント
621	アパディーン投信投資顧問	680	スパークス・アセット・マネジメント
622	大和住銀投信投資顧問	681	
623		682	
624		683	イーストスプリング・インベストメンツ
625	農林中金全共連アセットマネジメント	684	ピムコ ジャパン リミテッド
626		685	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン
627		686	アクサ・インベストメント・マネージャーズ
628		687	フランクリン・テンプレート・インベストメンツ
629	ニッセイアセットマネジメント	688	MU投資顧問
630		689	SBIアセットマネジメント
631	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(社名変更)	690	ありがとう投信
632	フィデリティ投信	691	ばんせい投信投資顧問
633	ベアリング投信投資顧問	692	ファンネックス・アセット・マネジメント
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	693	キャピタル・インターナショナル
635	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	694	ワイ・エム・アール投信
636	ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン(社名変更)	695	匠投信投資顧問(社名変更)
637		696	セゾン投信
638		697	ITCインベストメント・パートナーズ
639	アライアンス・バーンスタイン	*	キャピタル アセットマネジメント
640	パインブリッジ・インベストメンツ	*	リクソー投信
641		*	レオス・キャピタルワークス
642	ピクテ投信投資顧問	*	シンプレクス・アセット・マネジメント
643		*	日本コムジェスト
644	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ	*	クローバー・アセットマネジメント
645	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	*	楽天投信投資顧問
646		*	パークレイズ投信投資顧問(社名変更)
647	DIAMアセットマネジメント	*	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン
648	ブラックロック・ジャパン	*	ユニオン投信
649	東京海上アセットマネジメント投信	*	ベイビュー・アセット・マネジメント
650	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント	*	コモنز投信
651	HSBC 投信	*	ウエルトン・インターナショナル・マネージメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド (追加)
652		*	鎌倉投信
653	レグ・メイソン・アセット・マネジメント	*	新生インベストメント・マネジメント
654	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン	*	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ(追加)
655	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	*	ウエスタン・アセット・マネジメント(追加)
656		*	中銀アセットマネジメント
657		*	カレラアセットマネジメント(追加)
658	アムンディ・ジャパン	*	ポートフォリア(追加)
659	しんきんアセットマネジメント投信		

*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、プランクで対応

*網掛け表示コードは、合併・清算による退会に伴い、現在使用せず

(金融庁 HP より抜粋)

大口信用供与等規制の見直し

現状

○ 大口信用供与等規制は、銀行資産の危険分散等の観点から、同一の者(同一のグループ)に対する信用供与等に上限を設ける規制。

⇒ 我が国の規制は、国際基準(パーゼル・コア・プリンシプル)と乖離しており、IMFのFSAP(金融セクター評価プログラム)においても規制の強化が求められている。

見直しの方向性

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ <u>原則、規制対象とする</u>	<u>原則、オン・バランス、オフ・バランスの全ての取引が規制対象</u>
信用供与等の限度額(受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の <u>40%</u> ⇒ <u>25%</u>	銀行(グループ)の自己資本の <u>25%</u>
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(議決権50%超の形式的支配関係で判断) ⇒ <u>議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性(実質支配力基準)に基づき判断</u>	議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相互関連性に基づき判断</u>

平成 24 年度短取研メンバー

(委員)

金融機関名	役職名	氏名
みずほ銀行	総合資金部担当次長	笠松 義人
三菱東京 UFJ 銀行	(~4月) 円貨資金証券部 ALM 企画 Gr.次長	川久保 康
	(5月~9月) 円貨資金証券部上席調査役	信上滋
三井住友銀行	(10月~) 市場資金部短期 ALM グループグループ長	松尾 亮治
静岡銀行	(~6月) 資金証券部資金為替グループビジネスリーダー	松嶋 充
千葉銀行	(7月~) 市場営業部調査役	郷家一紀
三井住友信託銀行	マーケット資金ビジネスユニット資金チーム長	北井賢一
東日本銀行	(~9月) 審査部 調査役	天野智英
香川銀行	(10月~) 東京事務所代理	金崎勝哉
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	(~7月) コーポレートトレジャリー・ウァイス・プレジデント	渡辺宏一郎
香港上海銀行	(8月~) 資金証券部チーフトレーダー	山口徳太郎
農林中央金庫	資金為替部資金市場班部長代理	桑原 毅
信金中央金庫	市場運用部円資金グループ次長	松本晋一
大和証券投資信託委託	金融市場トレーディング部国内債券・資金課次長	秋田玲子
野村証券	(~5月) 主計部トレジャリー・グループエグゼクティブ・ディレクター	花田雅一
野村証券	(6月~) 主計部トレジャリー・グループウァイス・プレジデント	安部則孝
第一生命保険	(~6月) 債券部次長	杉野泰亮
日本生命保険	(7月~) 資金証券部資金グループ資金課長	遠藤寛之
東京海上日動火災保険	(~6月) 資産運用第一部債券投資グループ課長代理	益田和明

金融機関名	役職名	氏名
三井住友海上火災保険 (7月～)	財務企画部投資業務チーム長	奥村 健
ゆうちょ銀行	資金証券部資金為替グループ専門役	酒井聡彦
上田八木短資	常務執行役員市場金融部長	山本徳隆

(オブザーバー)

金融機関名	役職名	氏名
日本トラスティ・サービス信託銀行	資金証券室室長	岩崎信英
東京金融取引所 (~1月)	市場部金利市場グループ企画役	七條直哉
(2月～)	市場部調査室調査役	峰崎昭夫
債券現先取引等研究会	市場資金部副部長(大和証券)	佐藤由美子

(事務局)

金融機関名	役職名	氏名
全国銀行協会	業務部次長	鶴見誠一

以上